

2025 年 8 月 12 日

お客さま各位

株式会社名古屋カード

不動産担保付きローンを完済されたお客様へ

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

ローンをご利用に際し弊社の保証をご利用いただき、心より御礼申し上げます。

この度、ローンをご完済され弊社保証契約が終了いたしましたので不動産担保解除に必要な書類を交付させていただきます。

法務局に対して抵当権の登記の抹消手続きを行うことによりご利用いただいたローンの担保解除が完了いたします。法務局に対する抵当権の抹消手続きにつきましては司法書士へ依頼することが一般的ですが、司法書士へのご依頼にお困りの場合は、ローンの窓口となった名古屋銀行営業店から司法書士を紹介させていただくことは可能です。

担保解除関係書類を紛失されますと法務局への登記申請ができなくなりますので、速やかに抹消手続きを行うことをお勧めいたします。

書類を紛失された場合、弊社の担保解除関係書類の再交付が必要となりますが、弊社所定の再発行手数料が必要となりますのでご了承ください。なお、現時点での再発行手数料は 11,000 円(税込)となっております。

永らく弊社をご利用いただき改めて御礼申し上げますとともに、お客様のますますのご繁栄をお祈り申し上げます。